

水道事故再発防止のための対策要綱を制定

2月12日に発生した水道事業の水質汚濁事故について、市民・事業者の皆様には多大なるご迷惑とご不便をお掛けしたことに對して、深くお詫び申し上げます。

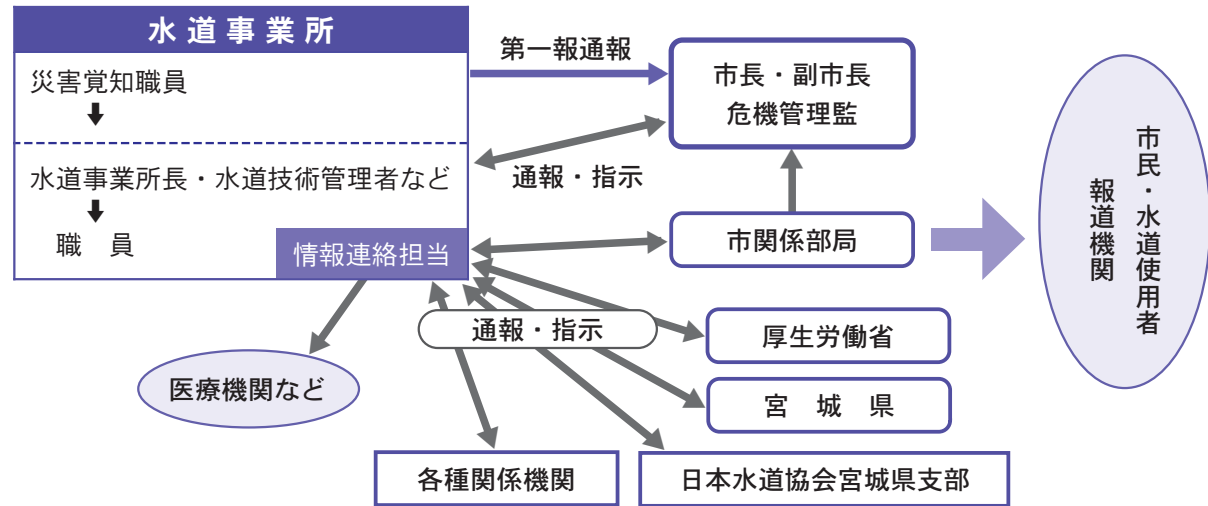
今回の事故を踏まえ、「水道事業危機管理マニュアル」を改訂するための作業を行っているところですが、その間実施する事項を取りまとめた「水道事故再発防止のための対策要綱」を3月19日に定めました。その概要をお知らせいたします。

①取水、給水停止基準の明確化

水道水源が油や薬品など、人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質で汚染されている場合または異常な色や濁りが発生したときは取水、給水停止を行います。

②連絡体制の改善

水道事業所から市長・副市長、危機管理監への情報伝達は、迅速かつ正確に行う必要があることから複数ルートとします。



③浄水作業の見直しと作業マニュアルの確立

今回の事故原因となった機器は撤去し、水質監視の頻度を増やしました。ろ過水の濁度管理を徹底することから、警報設定値を0.09度から0.05度に引き下げ、警報とともに取水停止の措置を講じます。

取水、浄水作業は、作業手順に基づき2人体制で行います。

浄水施設運転業務の受託者と連携を取り、作業マニュアルを策定します。（※すでに策定しています。）

④浄水監視機器の増設

水質自動監視システムを増設し、異常発生と同時に取水および浄水作業を停止します。

水質検査機器を増設します。（※すでに設置しています。）

⑤災害・緊急時用連絡管の整備推進

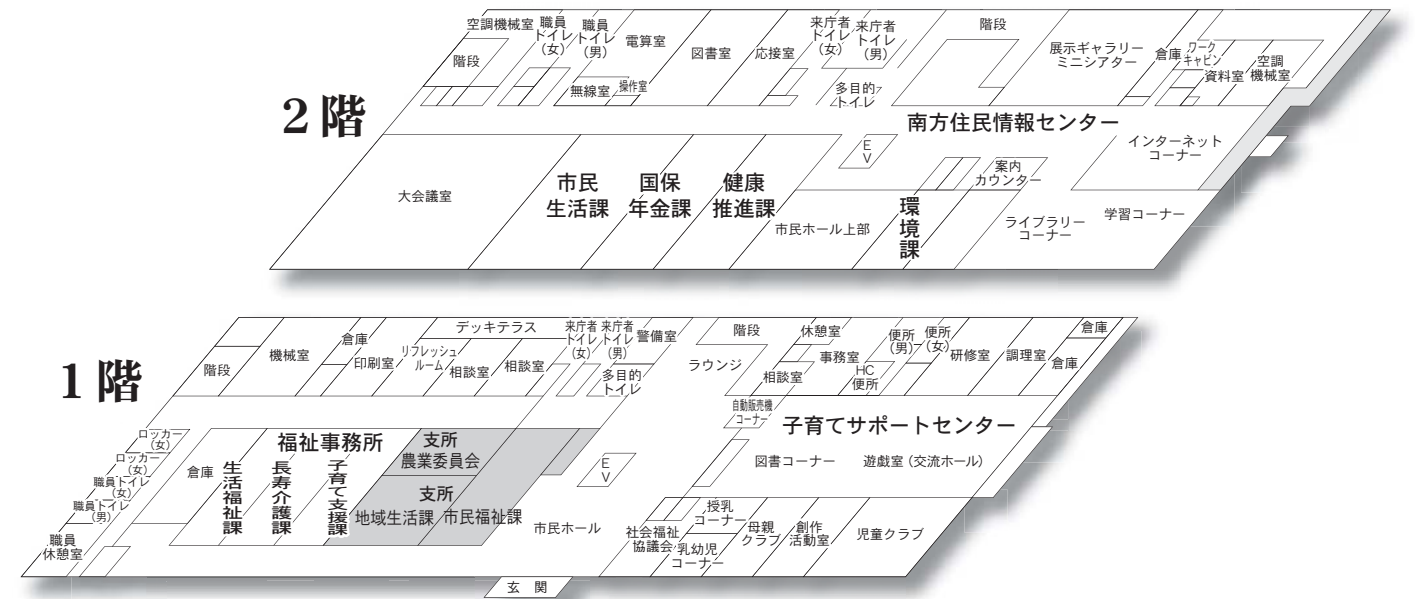
これまで実施してきた水道連絡管の整備を行い、災害時の断水などの区域を縮小します。

配水池からの流出を調整し、緊急的に給水を止める弁を自動化して、非常時には迅速に水を確保します。

以上、今後の事故防止に向けた対策要綱を定めたところですが、早急に危機管理体制を確立し「安全・安心な水」の供給に全力で取り組んでまいります。

【問い合わせ】 水道事業所 水道管理課 ☎ 0220 (52) 3313

南方庁舎配置図



中田庁舎配置図

